

枚方市議会マスコットキャラクターいおりあの使用に関する運用方針

枚方市議会マスコットキャラクターいおりあ（以下「キャラクター」という。）を使用するに当たり、使用者に誤解や混乱を招かないよう、キャラクターの運用方針を次のとおり定めます。

1. キャラクターの目的

子どもや若者、高齢者など幅広い市民に、市議会に親しみを持つもらう入口とします。また、二元代表制の一翼を担う議会が独自のキャラクターを持つことで、議会の存在意義を伝え、活動を身近に感じてもらうことを目指します。

2. キャラクター情報

- (1) デザイン：別に定める仕様のとおり
- (2) 名称：いおりあ

3. 条件等

- (1) デザインは、2. キャラクター情報に定めるとおりとします。
- (2) 名称は、「枚方市議会キャラクター いおりあ」としてください。
- (3) キャラクターをデザイン及び名称により、または改変して商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠登録その他の登録を行い、又は新たな権利の設定をしないでください。
- (4) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）について、枚方市議会が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等枚方市議会が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行ってください。
- (5) 使用物件の使用に当たり、第三者に損害を生じさせないよう必要な配慮を行ってください。
- (6) 前各号に定めるもののほか、1. キャラクターの目的を理解し、当該目的を阻害するような使用を行わないようにしてください。

4. 使用の承認

使用については、あらかじめ議長の承認を必要とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、議長の承認なく使用できます。

- (1) 枚方市議会議員が枚方市議会の広報活動目的で使用するとき。
- (2) 国又は地方公共団体がその業務の目的で使用するとき。
- (3) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）によるその授業の過程において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (5) 承認をした場合でも、3. 条件等及び5. 禁止事項に反する場合、承認を撤回する場合があ

ります。

5. 禁止事項

次のいずれかに該当するときは、使用できません。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の思想、史観又は主義主張に偏り、枚方市議会の中立性を損なうおそれがあるとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のために利用されるおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (5) 枚方市議会の品位を傷つけ、又は信用を害するおそれがあるとき。
- (6) 特定の個人又は団体を枚方市議会が推奨しているとの誤解を与えるおそれがあるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、枚方市議会がキャラクターの使用を不適当と認めるとき。

6. 著作権

キャラクターに関する著作権その他一切の権利は、枚方市議会に帰属します。

7. 免責事項

- (1) 枚方市議会は使用者がキャラクターを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- (2) 枚方市議会は、使用者間、もしくは使用者と第三者のトラブルによって、使用者または第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 上記のほか、枚方市議会はキャラクターに関連する事項に起因または関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) 枚方市議会は、予告なく運用方針の変更及び見直し、またはキャラクターの運用を中止する場合があります。

8. 補則

この運用方針に定めるもののほか、キャラクター使用に関するその他必要な事項は、議会広報委員会で協議の上、別に定めます。

9. 適用

この運用方針は、令和7年12月24日から適用します。